



発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪府城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

■ 法人税の申告期限の特例の見直し

平成 29 年度税制改正によりコーポレートガバナンス改革が行われ、法人税の申告期限の特例の見直しが行われました。改めて確認してみましょう。

1. 改正の概要

(1) 会計監査人設置会社が事業年度終了後

3 か月を超えて株主総会期日を設定する場合に、最大 4 か月間の申告期限の延長が認められ、法人税の申告期限を事業年度終了後最大で 6 か月まで延長することが可能となりました。

(2) 適用時期

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後の申請から適用されます。

2. 特例を受けるに当たっての留意点

(1) 特例の適用対象の範囲

本特例は、会計監査人を設置している法人が対象となります。また、本特例の適用を受けるためには、「定款、寄付行為、規則、規約その他これらに準ずるもの」（以下「定款等」）の定めにより事業年度終了の日から 3 か月以内に定時株主総会が招集されない常況にあることが必要です。

この「定款等」とは、法人の最も基本的な事項について定めた根本規則を指し、株式会社の場合、定款がこれに該当し、例えば株式取扱規程等の規程や取締役会等の議事録はこれに含まれません。

なお、延長する月数は、法人の申請に基づき、税務署長が指定することとなります。

(2) 税務署長への提出書類

本特例の適用を受けるためには、上記 (1) のとおり、定款等の定めにより、事業年度終了の日から 3 か月以内に定時総会が招集されない常況にあると税務署長が確認できることが前提となります。

ケース別	添付書類
定款等において定時総会の招集時期を特定の月と定めている場合	定款等の写し
定款等において定時総会の招集時期を、2 か月以上の期間により定めている場合	定款等の写し、株主総会参考資料、コーポレートガバナンス報告書、招集時期の変更を決議した取締役会の議事録等
定款等において議決権行使基準日を定めているが、定款等に定時総会の招集時期の定めがない場合	定款等の写し、株主総会参考資料、コーポレートガバナンス報告書、招集時期の変更を決議した取締役会の議事録等
定款等において議決権行使基準日からの期間により定時総会の招集時期を定めているが、定款等に議決権行使基準日の定めがない場合	定款等で定時総会に係る議決権行使基準日を定めていない場合、定款等の定めからは「各事業年度終了の日の翌日から 3 か月以内」に定時総会が招集されない常況にあることができないため、本特例の適用を受けられません。

(3) 申請書の提出期限

申請書に定款等の写し及び上記各ケースによって必要となる書類を添付し、本特例の適用を受けようとする事業年度終了の日まで（連結事業年度について申請する場合には、連結事業年度終了日の翌日から 45 日以内）に納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(4) その他留意点

法人事業税の申告期限の延長の特例を受けるためには、本特例に係る税務署長への申請とは別に都道府県知事への申請が必要となります。